

同日、自主労組支部は、自主労組に加盟したこと、以後の正式名称はスタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合エッソ大阪支部であることを会社に通告した。その後、ス労支部の組合員であった者は全員が自主労組支部の構成員として活動を行っている。

ニ 昭和58年10月6日、ス労は、会社に対し、自主労組支部組合員となった者の組合員資格の喪失を通知した。

(2) 再審査被申立人エッソ石油株式会社は、肩書地に本社を、全国に約70カ所の支店、事務所、油槽所を置き、各種石油製品、関連製品の輸入、精製、製造及び販売を業とし、その従業員は再審査結審時約1,500名である。

(3) 会社にはス労、自主労組のほか、昭和49年6月末にス労の組合員が集団脱退して結成したエッソ石油労働組合（以下「エ労」という。）がある。

2 2を削る。

3 3を2とする。

4 4の(3)中「A1は」を「トレーニングの受講を指示されていたA1は」に改め、4の末尾に(7)として次のように加え、4を3とする。

(7) こうしたことから、マイダス業務に従事することが予定されていたA1は、その後もトレーニングを受けず、当該業務にも就かなかつた。そこで会社は、株式会社共栄組から派遣されていたC1をマイダスの業務に従事させ、昭和55年4月からは配置転換により配属されたエ労組合員のC2を、さらに同年11月からは同じエ労組合員であるC3を同業務に従事させた。

なお、ス労と会社との間では、マイダス導入に関し、昭和54年12月18日及び昭和55年1月18日の2回団体交渉が行われた。そして、その後、マイダスの業務を担当することとされたス労組合員のうち、同業務への従事を拒否したのはA1のみであった。

5 5の(1)を次のように改める。

(1) 前記3の(7)のとおり、会社は、野田油槽所のマイダス業務に株式会社共栄組のC1に従事させていたが、同社と会社間の派遣契約期間の満了により同人が昭和55年4月30日限りで雇い止めになる件につき、分会は、昭和55年4月11日付けの野田油槽所長あて文書により、「下請労働者の解雇になる配置転換は認めない。その他関連事項について」とする議題での団体交渉の開催を申し入れた。

6 5の末尾に(3)として次のように加え、5を4とする。

(3) 株式会社共栄組は、昭和55年4月30日をもってC1の野田油槽所への派遣を打ち切った。

7 6の(3)中「外2名」を「外3名」に、(5)中「同一メンバー」を「副委員長、分会長外2名」に改め、(6)を次のように改める。

(6) 以後、数次にわたり交渉継続の可能性につき両者間で事務折衝が行われた。この事務折衝において、分会は、「マイダス導入問題」についての団体交渉を行うに当たってはマイダス業務に従事するという前提をとりはらうよう求め、「下請労働者解雇問題」についての団体交渉では、マイダス導入から派生した問題であるので、マイダス導入にふれる必要があるとした。他方、会社は、現段階においてマイダス導入問題を話し合うことはできないが、マイダスの業務に伴うA1の就労問題であるなら話し合うとした。このため、以後、これら問題について、両者間で団体交渉が行われたことはない。

8 6の末尾に(7)として次のように加え、6を5とする。

(7) 昭和57年11月、会社は、野田油槽所からマイダスを撤去した。

第2 当委員会の判断

1 マイダス導入問題について

再審査申立人は、初審命令が会社のマイダス導入問題について、本件団体交渉拒否は不当労働行為に当たらないとして申立てを棄却したことを不服として本件再審査を申し立て、次のとおり主張する。

すなわち、会社は、分会が昭和54年11月7日付けをもって申し入れた「マイダス導入の件」に関し、同月9日にマイダスについての若干の説明を行ったのみで、その後はマイダスの業務に伴うA1の就労問題であるなら話し合うが「マイダス導入の件」は団体交渉の議題とすることはできないとして団体交渉を拒否し続けている。これはエ労結成後、一貫してス労支部及び自主労組支部の存在を敵視し、その弱体化を企図した会社の労務政策の一つにほかならず、会社の不当労働行為は明らかである。よって、会社は「マイダス導入の件」について誠意をもって団体交渉に応じる義務がある。

前記第1により引用し、改めた初審命令第1の3の(2)及び5の(2)ないし(5)認定のとおり、マイダス導入問題については、会社と分会の間では、昭和54年11月9日、団体交渉が行われ、さらに、昭和56年4月13日及び同月20日には兵庫県地方労働委員会の勧告に基づく団体交渉も行われている。これらの交渉において、会社は、マイダス導入問題は全社的问题であり、野田油槽所における団体交渉の議題とはならないが、マイダス導入に伴うA1の就労条件については交渉する用意があると主張し、分会は、マイダス導入の是非という基本的問題につき議論を尽くし、その後に具体的な問題に入るべきであると主張した。そのため、団体交渉の議題、その進め方について基本的な対立が続き、本件団体交渉はそれ以上進展せず、行き詰まり状態になった。他方、会社は、前記第1の4認定のとおり、昭和54年12月18日及び昭和55年1月18日にはス労本部と、全社的问题としてマイダス導入問題について団体交渉を行っているのであるから、このことを併せ考えれば、かかる会社の態度をもって不当労働行為ということとはできない。

2 下請労働者の問題について

再審査申立人は、初審命令が会社の下請労働者の問題について、本件団体交渉拒否は不当労働行為に当たらないとして申立てを棄却したことを不服として本件再審査を申し立て、次のとおり主張する。

すなわち、会社とス労支部の間には下請労働者等組合員以外の者の問題に関して団体交渉を行ってきた慣行があるのに、本件において会社が卒然として下請労働者の問題は団体交渉事項となりえないとして、団体交渉を拒否したことは不当である。また、分会は、会社が下請労働者のC1を解雇し、同人に替えて野田油槽所には存在しなかったエ労組合員を同油槽所に配属したことは、ス労支部の弱体化を企図した会社の支配介入であるので本件団体交渉を申し入れたのである。しかるに、会社は、エ労組合員の配置転換の問題も団体交渉事項となりえないとして団体交渉を拒否したのである。よって、会社の不当労働行為は明らかであり、会社は、「下請労働者解雇及び別組合員配転の件」について誠意をもって団体交渉に応じる義務がある。

しかしながら、会社とス労支部との間で下請労働者等組合員以外の者の問題に関して団

体交渉を行ってきた慣行があることを認めるに足る疎明はない。また、分会は、本件団体交渉申入れに当たって下請労働者の問題が組合員の労働条件等とどのような関連を有するのかを明らかにしておらず、また、本件審問においてもこれを疎明していない。そうすると、会社が本件下請労働者の問題について、団体交渉に応じていないとしても不当とはいえず、この点についての再審査申立人の主張は採用できない。

さらに、再審査申立人は、下請労働者のC1を解雇し、エ労組合員を野田油槽所に配置転換したことは、分会の弱体化を企図した会社の支配介入であるので団体交渉を行う必要があったと主張するが、会社がC1に替えて野田油槽所にエ労組合員を配置したことが会社の分会に対する支配介入であると認めるに足る疎明はなく、会社が「下請労働者解雇及び別組合員配転の件」について分会との団体交渉に応じなかったことを不当とすることはできない。

よって、この部分に対する本件再審査申立てにも理由がない。

以上のとおり、本件再審査申立てにはいずれも理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和63年3月2日

中央労働委員会

会長 石川 吉右衛門 ㊟